

平成27年度SC全国ネットワーク総会 スポーツ庁情報提供

スポーツ庁の設置と 地域スポーツの推進について

スポーツ庁の「今後の地域スポーツ推進方策に関する提言」に基づいた総合型クラブに関する施策の方向性等について、スポーツ庁より情報提供がありました。

今回は、その情報提供の内容をご紹介します！

【情報提供 主な内容】

- ➔ 1. スポーツ基本法について
- ➔ 2. スポーツ庁の設置について
- ➔ 3. 総合型地域スポーツクラブに関する施策の方向性



1 スポーツ基本法について

平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」について、基本理念や「スポーツ振興法」からの改正の経緯等をご紹介します。

■ 基本理念

行政だけでなく、スポーツ団体や関係者にも共通する理念として規定。

1. 生涯にわたるスポーツ
2. 青少年のスポーツ
3. 地域スポーツ
4. 心身の健康の保持増進、安全の確保
5. 障害者スポーツ
6. 競技水準の向上
7. 国際的な交流・貢献
8. 公正・適切なスポーツの実施と国民の理解・支援

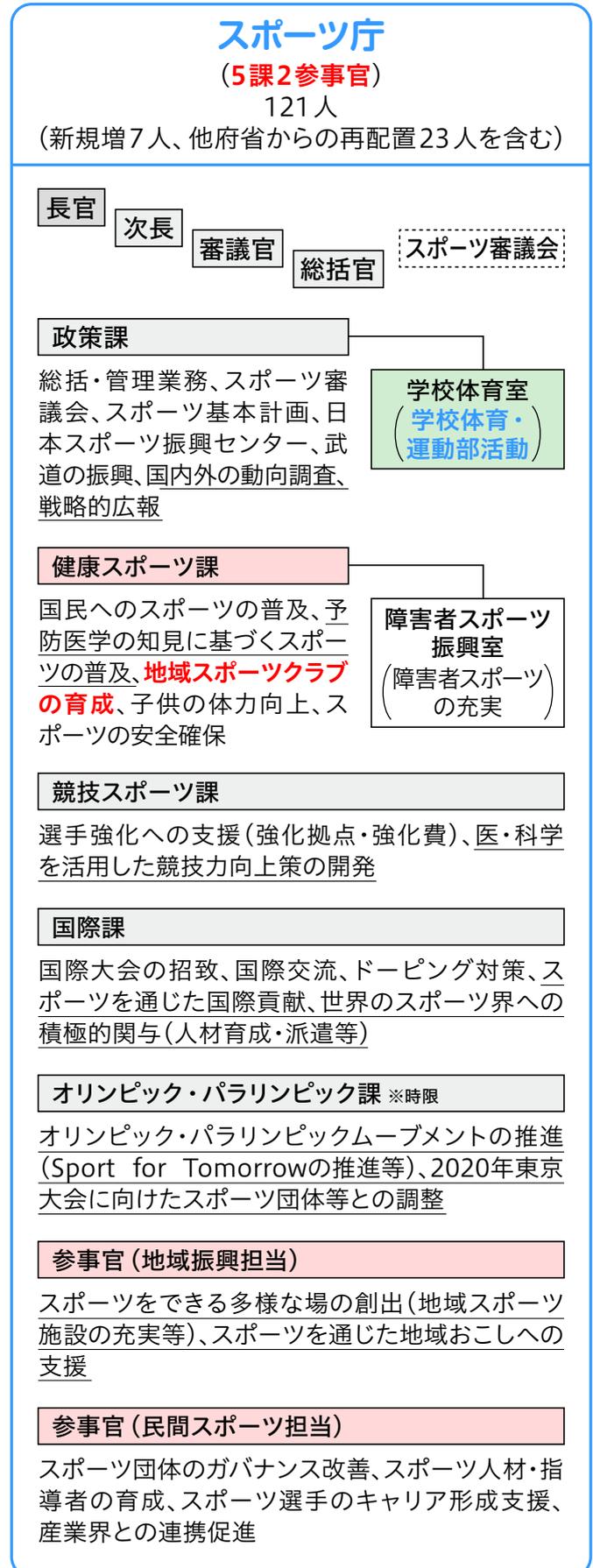
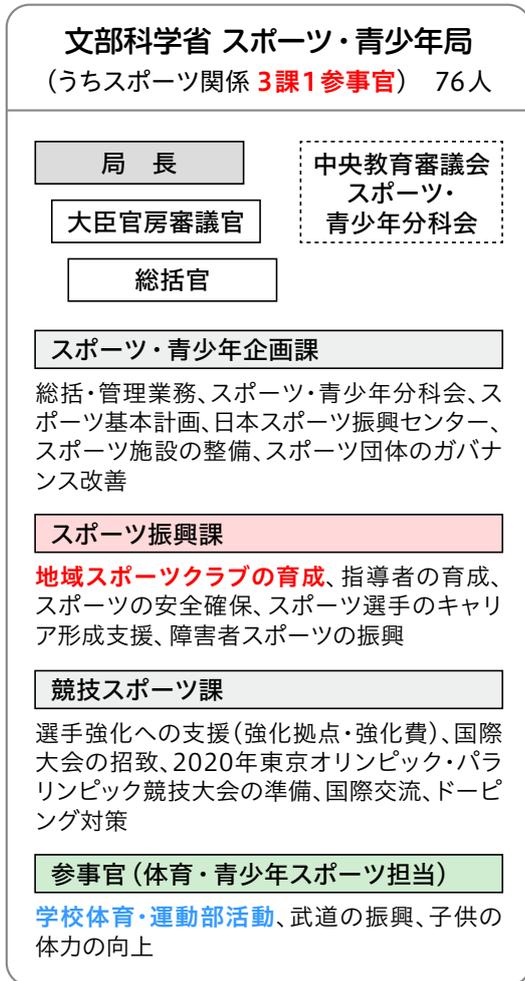
■ 改正経緯

スポーツ人口の増加、地域スポーツクラブの成長、アマチュアとプロの関係の変化など、スポーツを取り巻く社会状況の変化に対応するために、「スポーツ振興法（昭和36年制定）」が全面改正された。

[詳細→](#) [スポーツ基本法リーフレット \(P.4参照\)](#)

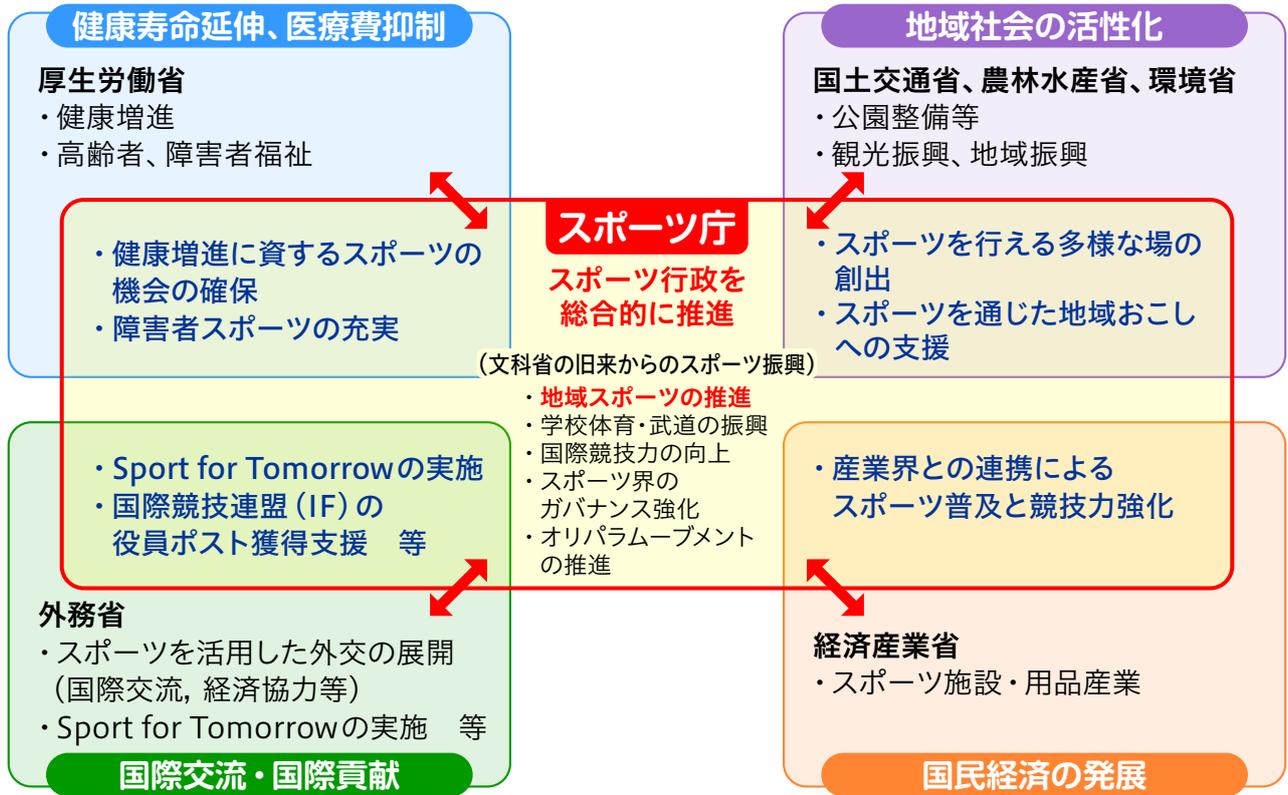
2 スポーツ庁の設置について

平成27年10月に設置されたスポーツ庁の概要・理念・取り組む課題をご紹介いただきました。



スポーツ庁の理念・施策

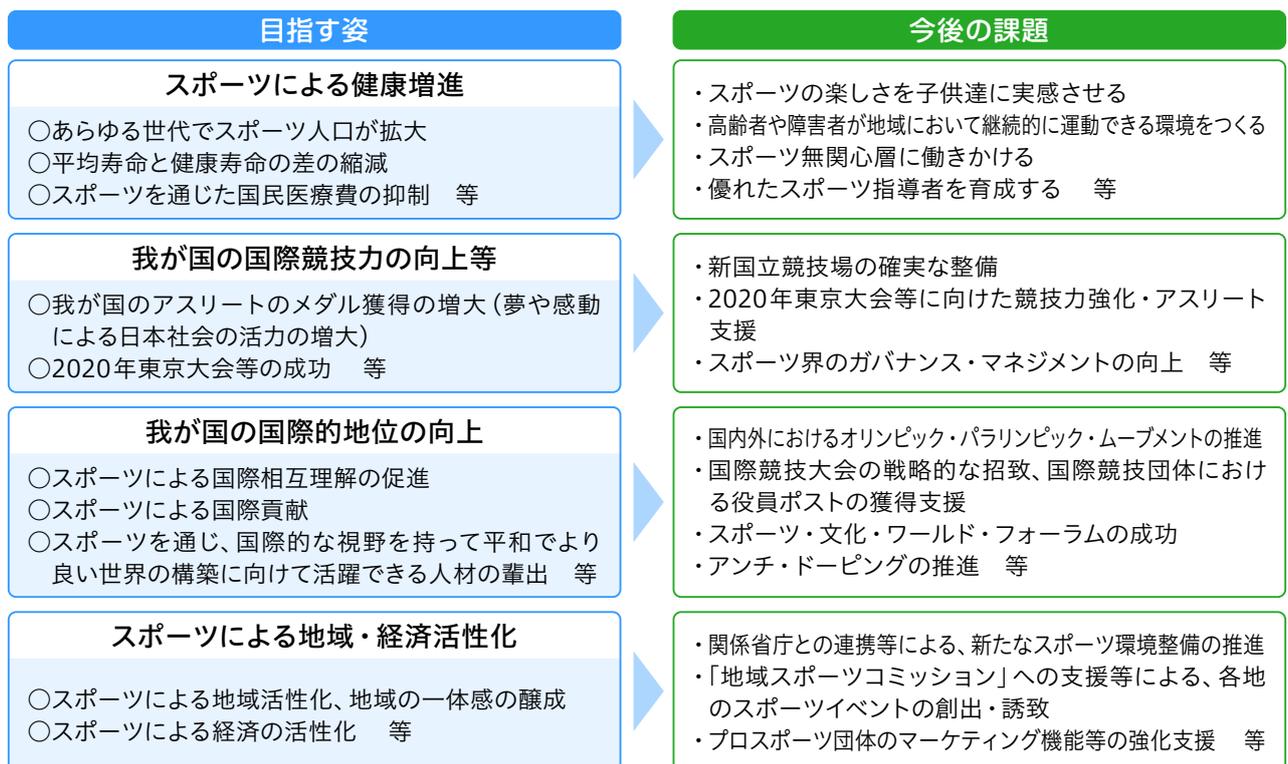
スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指す。（基本法前文より）



スポーツ庁が中核となり、旧来からのスポーツ振興に加えて、他省庁とも連携して多様な施策を展開

スポーツ庁において取り組む主な課題

スポーツ基本法の理念を踏まえ、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指す。

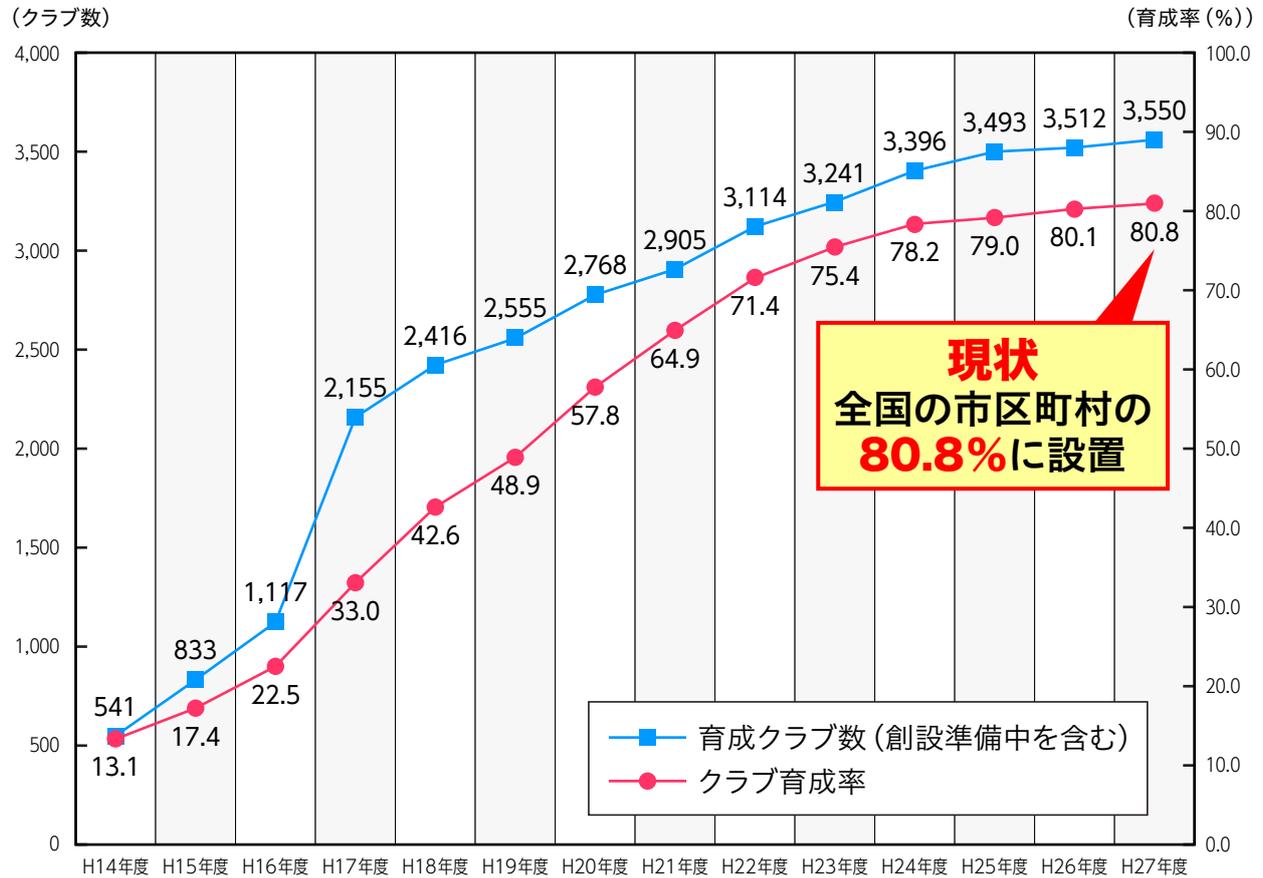


3 総合型地域スポーツクラブに関する施策の方向性

総合型クラブに関する施策の方向性として、「今後の地域スポーツの推進方策に関する提言」に記されている内容を踏まえて、説明がありました。

< 総合型クラブ設置状況 >

(平成27年7月1日現在)



(出典) 文部科学省・スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」

👉 ポイント①

「創設・育成に重点」から「財政的な自立を含め、質的な充実」

- PDCAサイクルの観点から、自己点検・評価を継続的に実施
- 多様な財源の確保をはじめ、財政的な自立も含め、質的な充実を図っていく。

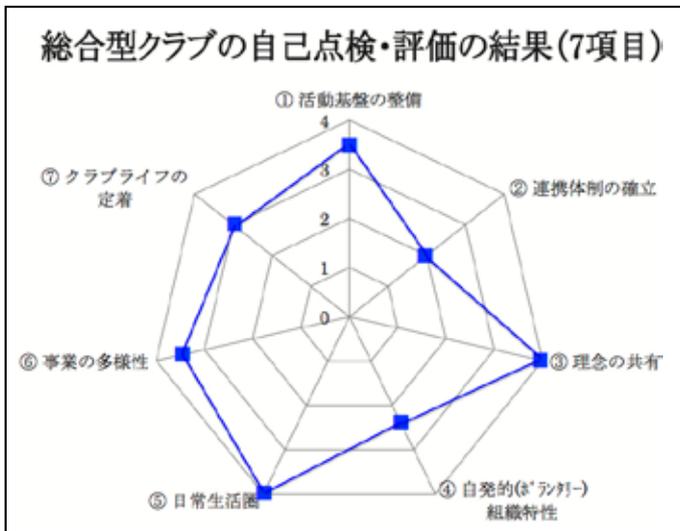
平成26年度に文部科学省委託事業として、日本体育協会が作成した「持続可能な総合型地域スポーツクラブの推進に向けた取組の指針と評価指標」を活用し、各クラブごとに自己点検を行うことで、現状把握と改善を推進。

■ 持続可能な総合型地域スポーツクラブの推進に向けた取組の指針と評価指標 概要

([詳細](#) → [日本体育協会 ホームページ](#))

点検・評価項目		評価	平均	
諸資源の獲得	① 活動基盤の整備			
	事務局体制の整備	CN及び事務局員の配置体制	4.0点	3.5点
		CN及び事務局員の配置条件	3.5点	
		公認マシント資格の取得(クラブ単位)	4.0点	
	指導者の確保	公認資格を有するコーチ指導者の確保	3.0点	
		指導者研修会の実施	3.5点	
	受益者負担の理解(財政的自立)	3.0点		
	活動拠点を確保	(右記いずれかの施設を確保)	3.5点	
		学校体育施設の利用		
		公共スポーツ施設の利用		
上記以外の施設の利用				
事務局スペース(クラブハウス機能)の確保	3.5点			
サロンスペース(クラブハウス機能)の確保	3.5点			
組織体制の整備	② 連携体制の確立			
	市区町村との連携	1.5点	2.0点	
	学校との連携	2.5点		
	地域自治組織との連携	2.0点		
	地域スポーツ団体との連携	スポーツ少年団		2.0点
		単一種目クラブ・団体等		3.0点
		地区体育協会(振興会)等		1.0点
他の総合型クラブ等	2.0点			
地域民間組織・団体との連携	2.0点			
組織体制の整備	③ 理念の共有			
	理念の共有	4.0点	2.5点	
	④ 自発的(ボランティア)組織特性			
	会員の自発的な参画	3.0点		
効率的な体制	2.0点			
日常生活圏	継承性に関する人材確保	2.5点		
	⑤ 日常生活圏			
日常生活圏の重視(地域密着)	4.0点			
成果の創出	⑥ 事業の多様性			
	多様な事業	サークル・教室事業	3.5点	3.5点
		文化活動の充実	4.0点	
		会員交流事業	3.0点	
		地域交流事業	3.5点	
	多世代化(対象の拡大)	3.0点		
	多志向化(目的の拡大)	4.0点		
複数種目の実施者	3.5点			
⑦ クラブライフの定着				
「マイクラブ」意識	3.0点			

現状を評価指標(KPI)と照らし合わせ、該当する評価を下表に記載する。下図に反映する際、左表内の「平均点」の数値を用いて作成する。



自己点検・評価の結果について、左記のような図を用いることにより自らの長所・短所を具体的に把握し、可視化できるとともに、指針の到達に向けた取組事項が明らかとなる。

出典：(公財)日本体育協会
「持続可能な総合型地域スポーツクラブを目指して」

ポイント②

多様なニーズや地域課題に応えるための「社会的な仕組み」として充実・発展

- 新たな取組・形態によりクラブを発展させていくことが重要
- 高齢者の健康づくり、障害者のスポーツ活動支援、学校やスポーツ少年団との指導協力
- 民間フィットネスクラブ、学童保育・放課後教室と連携 等

「総合型地域スポーツクラブ活動状況調査」から、特色ある多様な取組を実施している総合型クラブが多くあることが見えてきた。

地域やクラブの実状に応じて、以下のような取組を実施することにより、クラブを発展させていくことが重要である。

参考→ 「今後の地域スポーツの推進方策に関する提言」(H27年6月) P.85～89

■ 特色ある取組を実施している総合型クラブ数

スポーツを通じた健康増進

地域住民を対象とした健康づくり事業を実施：**1,157クラブ**

行政から介護予防事業を受託して実施：**179クラブ**

子育て支援

学童保育や放課後子供教室への指導者の派遣：**297クラブ**

学童保育や放課後子供教室との協働によるスポーツ教室等の開催：**332クラブ**

親子と一緒に参加できるスポーツ教室等の開催：**958クラブ**

学校との連携

学校で運動部活動を実施できない種目について、クラブの活動として実施：**392クラブ**

クラブから学校の運動部活動に外部指導者を派遣：**304クラブ**

クラブから学校の体育の授業に指導者を派遣：**241クラブ**

障害者スポーツの推進

障害者スポーツと連携した取組：**160クラブ**

(出典) スポーツ庁「平成27年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」

ポイント③

近隣クラブとのネットワーク化

- 自立したクラブ運営や活動を継続して実施するため、法人格の取得や指定管理者制度の活用、近隣クラブとのネットワークの構築 等

「総合型地域スポーツクラブ活動状況調査」から、総合型クラブ間でのネットワークを構築し、連携・協働して、事業を実施している事例やスポーツ活動だけでなく地域の課題解決に向けた取組を実施している事例が増えてきていることが見えてきた。

こうした取組により、クラブの抱える課題(行政との調整、財源の確保、活動拠点施設の確保、会員の確保等)を解決できる可能性があると考えられる。